

人権課

TEL.03-3581-2205

▼人権課の役割

人権課は、文字通り東京弁護士会事務局の人権に関する事項と刑事に関する事項を担当しています。

▼人権擁護委員会

人権擁護委員会は、弁護士法にいう弁護士の使命の根幹となる活動をしています。多数の人権救済申立に対し、78名の委員が精力的に調査の上、その結果によって警告・勧告を行ないます。部会として、報道と人権・国際人権・沖縄問題の特別部会があるほか、夜間中学の問題などのプロジェクトチームも設けられています。ご関心のある方、委員をご希望の先生はぜひ人権課におたずね下さい。

▼市民と接する人権活動

市民が直接利用することのある制度としては、オアシス（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会）、子どもの人権救済センター（子どもの人権と少年法に関する特別委員会）、犯罪被害者支援センター（犯罪被害者支援委員会）、公害・環境何でも110番（公害・環境特別委員会）、消費者問題法律相談（消費者問題特別委員会）があります。これらは、多数の利用者があり、委員・相談担当弁護士として皆様にご活躍いただいております。ご協力に感謝しております。人権課職員は、これらの諸制度の運営事務を担っております。

▼社会と共に歩む人権活動

2007年10月から、これまでの憲法問題等特別委員会が、憲法問題対策センターに拡充され、憲法問題にさらに積極的な対応と活動ができるようになりました。両性の平等に関する委員会では、民

法772条に関するシンポジウムを開催しました。また、男女共同参画推進のための活動を進めています。骨髄提供同意立会制度でも、全国的に当会会員に活躍していただいております。これらの活動は、会員の皆様のご参加と意見の表明があって成り立っています。

▼刑事関係

理念としての刑事法においては、刑事法対策特別委員会が刑事法及び刑事政策に関する諸問題について、調査研究、提言を行なっています。

国選弁護・当番弁護士については人権課が担当させていただいております。4階の弁護士室で、「滞留事件ご協力のお願い」をご覧になった方も（今後も続きますが）少なくないと存じます。当会は、国選弁護の非常に多くの件数を引き受けており、現在1590名の登録弁護士の方がおられますが、なお一層多くの会員にご登録、ご協力を願いたいと存じます。国選弁護登録は、人権課にご連絡いただければ、数日中に登録が完了します。事件配点までには、通常は2〜3か月かかりますが、登録完了後、法テラス霞が関（弁護士会館3階）で、申し出により事件を受任することも可能です。

このように、人権課では多様な人権活動の事務局として活動させていただいております。個人情報保護法施行後、6階の事務局にお立ち寄りをご遠慮になる会員も見受けられます。人権課員は、カウンター越しに、先生方と業務に関するお話をする機会を待っております。人権課の守備範囲であればどのようなことでも結構です、ぜひ、お立ち寄り下さい。